



おおひらむら



若者世帯定住促進補助金

この補助金は令和9年3月31日までの期間限定の制度です。

- ・この補助金は令和9年3月12日までに申請を完了し、令和9年3月31日までに交付決定を受けてください。
- ・この補助金は予算の範囲内で交付します。
- ・申請書に添付する書類の中には発行までに時間を要するものもありますので、時間に余裕をもって申請してください。

村外から新規転入してくる若者世帯を応援します！

区 分（※1）				補助金額
基本額	村外からの新規転入者 （※2）	新築	世帯区分Ⅰ	50万円
			世帯区分Ⅱ	40万円
		中古	世帯区分Ⅰ	30万円
			世帯区分Ⅱ	20万円
	村内での転居（※3）	新築	世帯区分Ⅰ	15万円
		中古	世帯区分Ⅰ	15万円
加算額	村内建築業者（※4）			50万円

※建替えを除く新築住宅・中古住宅を取得した方を対象としています。

※1）区分について

世帯区分Ⅰ：申請者及びその配偶者の両方が40歳未満の世帯

世帯区分Ⅱ：申請者又はその配偶者のどちらかが40歳未満の世帯

※2）転入者：村外に2年以上居住していた方で村内に転入して1年未満の世帯

※3）転居者：民間賃貸住宅、公営住宅に居住しているものに限る。

※4）村内建築業者：村内に事務所を有する建築業法の許可を受けた建築業者等（村長の指定を受けた者）

最大で

100万円

対象・条件

- ① 令和8年4月1日以降に新たに住宅を取得した世帯
- ② 40歳未満の世帯
- ③ 新築住宅取得に1,000万円以上（中古住宅500万円以上）の費用を要した方（土地代を除く）
- ④ 大衡村に定住する意思があること。
- ⑤ 補助対象住宅に居住する世帯全員が税金や上下水道料等の公共料金に滞納がないこと。
- ⑥ 補助対象住宅に同居する世帯全員が暴力団員等でないこと。
- ⑦ 過去に定住促進に関わる補助金を交付されていないこと。

※補助金交付には条件がありますのでの該当の有無などについて、事前にご相談ください。

◎問い合わせ先 大衡村 企画広報課 ☎022-341-8510